

盛曲線敷設考

—大曲く盛岡間の鉄道敷設運動と榊田政兵衛・県議会・町村—

畑中康博*

はじめに

本稿は、大曲く盛岡間を結ぶ鉄道路線・盛曲線の敷設運動について、政党内対立、地域間対立に焦点を合わせつつ述べるものである。

盛曲線の一部は、大正十一年（一九二二）に盛岡く橋場間が橋場軽便線として、また翌十二年に大曲く生保内間が生保内軽便線として開業した。残りの秋田・岩手県境の奥羽山脈を越える生保内く橋場間が開業すれば、大曲く盛岡間が全通したのであるが、経済状況の悪化から大正十三年に着工が延期された。この区間の工事は昭和十二年（一九三七）に始まるが、日中戦争の勃発により、翌十三年工事中止となった。更に同十九年には、金属供出のため橋場線の線路の一部が撤去された。橋場線、生保内線をつなぐ未開通区間の工事が再び開始されたのは昭和三十三年（一九五八）で、名称も新たに田沢湖線として全通したのは昭和四十一年（一九六六）だった。従って、本稿で取り上げる盛曲線とは、現在のJR田沢湖線の計画路線時の名称である^①。盛曲線の敷設について最も詳しく書かれている文献は、秋田県大曲町選出の衆議院議員榊田清兵衛の事績を記した『榊田清兵衛翁伝』である。榊田が所属していた立憲政友会（以下本稿では「政友会」と表記する）は、明治四十三、四十四年の両年にわたり盛曲線敷設案を議会に提出しており、同書からは衆議院における議論の様子や、これについて榊田がどのような考えを持っていたのかを知ることができる^②。

また、同時代の資料であれば秋田県議会議事録も参考になる。県議会では明治十八年（一八八五）以降、毎年、鉄道敷設の意見書を内務大臣へ提出していた^③。奥羽線と東北線を結ぶ鉄道路線は、明治二十五年公布の鉄道敷設法により、横手く黒沢尻間の横黒線（現JR北上線）が建設予定線とされていたが、着工されないままになっていた。そのため、県議会では横黒線の建設着工を促す意見書を明治四十年以降毎年提出していたのである。ところが、明治四十四年のみ、盛曲線を推す議員と、横黒線を推す議員の二手に分かれての論戦が交わされ、採決の結果、盛曲線敷設の意見書が提出されることになったのである。

明治四十四年（一九一）一、衆議院と県議会それぞれ盛曲線敷設の提案がなされたことには何らかの関連があるはずなのだが、この疑問に明確に答える先行研究はない。

秋田県立博物館では平成二十五年（二〇一三）七月から十月にかけて「あきた大鉄道展」を企画しており、現在、筆者は関係資料の調査を行っている。そのさなか大仙市アーカイブズの高橋一倫氏から、同所で『盛曲線鉄道関係書類』という文書を保管している旨の連絡を受けた。早速大仙市に赴き右の文書を閲覧すると、大曲仙北地域の町村が盛曲線を敷設するために大盛横断鉄道期成同盟会という団体を作り、東京で活躍する榊田清兵衛を支援していた様子が克明に記録されていた。この文書をもとに、鉄道を渴望する町村の視角から盛曲線敷設を考察すれば、榊田清兵衛と県議会の動きを連動して捉えることができるのではないかと考えるに至った。

*秋田県立博物館

盛曲線の一部区間である橋場線と生保内線は、それぞれ大正年間
に軽便鉄道として開業している。軽便鉄道とは、明治四十三年四月
に公布された軽便鉄道法に拠ってつくられる鉄道のこと、大正時
代に全国で敷設が相次いだ。秋田県内をみても、生保内軽便線の他、
私鉄では大正三年（一九一四）に秋田鉄道（現JR花輪線）、大正七
年（一九一八）に横荘鉄道（横手～沼館間）が開業し、官設鉄道で
は、大正二年（一九一三）に船川軽便線（現JR男鹿線）、大正十三
年に横黒線（現JR北上線）が開業している。大正時代に軽便鉄道敷
設ブームが起こったのは、明治四十四年三月公布の軽便鉄道補助法に
より、政府が事業者に助成金を出すことが定められたため、資本家や
地主層にとって鉄道事業者が安全な投資先となったことが要因として
大きい。加えて、軽便鉄道法では、高規格を必要としない鉄道路線で、
地元起業者がいないか将来的に有望な路線に限って、政府が議会で
予算承認をするだけで軽便鉄道を敷設することができた。これを政策
として最大限に利用したのが原敬で、自らが率いる政友会に所属する
議員の選挙地盤に鉄道敷設を積極的に進めた。盛曲線の一部開業区間
である生保内軽便線も原内閣時代に敷設が決定されており、政治路線
の性格を持っている。

しかし鉄道史研究において、政治史の視角から軽便鉄道を論じたも
のは、中央における政党政治の展開の中で鉄道政策を述べるものが中
心であり、地方における名望家と政治家の関係から述べたものは少な
い。⁴⁾

そこで本稿では、まず衆議院議事録と『榊田清兵衛翁伝』から、明
治四十三年、四十四年の政友会による盛曲線敷設の運動を見る。ここ
から、盛曲線を敷設したい政友会とこれに反対する政治勢力の対立が
あったことを確認する。次に、秋田県議会議事録から明治四十四年の
盛曲線・横黒線の意見対立に着目し、県議会における対立関係が、衆
議院における対立関係と同じ政治勢力によってなされていることを確
認する。その上で、鉄道を渴望する地域社会が、鉄道敷設を実現する

ために、いかなる組織を作り、政治家を支えたのかという視角で盛曲
線敷設を検討する。鉄道を政治家の目線と政治家を輩出する地域の目
線の双方から見ることにより、大正時代の秋田県における鉄道敷設の
特質を明らかにするのが本稿のねらいである。

1 衆議院における盛曲線敷設の動き

この節では、盛曲線が衆議院内でどのように議論されたのかを見る。
奥羽線と東北線を結ぶ鉄道路線として盛曲線の敷設を最初に提唱し
た人物は生保内村長や県議会議員を務めた鬼川貫一で、明治三十二年
（二八九九）に着眼したといわれている。⁵⁾ この構想を中央政界の場に
持っていったのは、明治四十一年（一九〇八）に政友会の衆議院議員
として初当選した榊田清兵衛である。明治二十五年（一八九二）に公
布された鉄道敷設法では、奥羽線と東北線を結ぶ路線は、横手～黒沢
尻間の横黒線が敷設予定線とされたことから、榊田が盛曲線敷設を実
現するためには、鉄道敷設法自体を改正しなければならなかった。

明治四十三年、榊田が所属する政友会は、鉄道敷設法中改正法律案
を提出するが、その中には盛曲線敷設案も盛り込まれていた。同案を
審議する委員会、盛曲線敷設を表明した山形県選出の政友会議員長
晴登の発言を見ることにしよう。⁶⁾

〔資料1〕

元来此横断線ハ秋田県ノ殆ト全部、若クハ秋田市ヨリ南部ノ大体
ノ処ヲ以テ、岩手県トノ連絡ヲ期スル方ガ宜カラウト云フ意味カ
ラ言ハバ、成ベク秋田ノ方ニ寄ツタ方ガ利益ヲ受ケルコトガ大デ
アラウ。(中略)ツマリ黒沢尻ヨリ分岐シテ、仙人鉄山カラ和賀
川ヲ段々上ツテ川尻ニ行キ、川尻カラ平和街道ヲ秋田ノ方ニ向
カッテ行クニ付テ、石ノ子峠ヲ越エテ向フニ出デ、秋田県ノ横手
ノ方ニ出ル屈曲シタ線路デアアル。ナカ／＼工事等ニ付テ相当ノ経
費ヲ要スルデアラウト私共ハ認メテ居ル。之二対シテ元来彼ノ地

形ヲ見ルニ、土地モ瘦セテ居ル、又山ニ樹モ無イ。別段利源ノ開發ト云フヤウナコトニ付テハ余リ望ミノナイヤウナ土地デア。然ルニ川尻ヨリ和賀川ヲ段々上ツテ、湯田付近ヲ廻ッテ六郷村ヲ通ッテ大曲ニ出ル方ガ、其間ニアル山内村ノ如キハ随分広い地デ、数万町歩ノ広袤ヲ持ッテ居ル、而シテ其山ハ総テ林ニナッテ鬱蒼トシテ居ル。又和賀川ノ兩岸ニ於ケルトコロノ、頗ル肥沃ナルトコロノ開墾スベキ土地モ随分アル、ソレ故ニ此方ヲヤッタ方ガ、拓殖スル利便ト、多数ノ人ニ利便ヲ与ヘルト云フ点カラ云フテ見テモ宜イト思フ。

(傍線部筆者、以下同じ)

長の発言は、黒沢尻と横手を最短距離で結ぶより、黒沢尻・横手間の途中にある湯田から和賀川上流部に向かい、奥羽山脈を越えて六郷・大曲方面に抜ける路線を建設した方が産業振興のためによいと説いたのである。

長の発言に対し、秋田県選出の立憲国民党(以下本稿では「国民党」と表記する)議員斎藤宇一郎は、次のように反論した。⁽⁷⁾

〔資料2〕

秋田県ノ地理ヲ觀マス、仙北、平鹿、雄勝ノ三郡ハ秋田県ニ於ケル唯一ノ大富源デア。其地形ニ応ジテ横手町ハ秋田市ニ亜グ秋田県ノ第二ノ都会デア。従ッテ其位置タル大平原ノ中央ニ位シテ居リ、古来岩手県ニ通ズルニハ横手ヲ經テ往ッテ居ル。(中略)然ルニ幾モ二倍ニ互ル長路線ヲ強イテ採用シテ大曲ニ持ッテ往ク必要ハドコニア。之ハ地形ニ反シ、将来秋田県ノ發展ヲ図ルニ於テ不利益デア。唯秋田市ニ近イカラト斯ウ云フ説明モ唯今長君カラアリマシタガ、鉄道ハ秋田市ニバカリ集メル必要ハナイ。彼ノ地方全般ニ互ッテ交通ノ利便及開拓ノ利益ガアレバ其方針テ提出セラレンコトヲ希望ス。

斎藤は、横手が秋田県南部における都会であるにもかかわらず、二倍の費用をかけて黒沢尻と大曲を結ぶ線路を敷設することは、秋田県

の発展に寄与しないと反論した。

しかし、鉄道敷設法中改正法律案委員会の議事録を見ると、長の意見が多数を占め可決されている。続いて長は盛曲線敷設の建議案を提出した。⁽⁸⁾

〔資料3〕

此線路ハ秋田ト、ソレカラ岩手県、此ニツヲ連絡スルニハ最モ中央ニナッテ便利デア。最モ多数ノ人ガ利益ヲ享ケル線路デア。而シテ又拓殖ノ利益ニ付テハ最モ多イノデア。彼ノ駒ヶ岳ノ一帯ヨリシテ小岩井ノ牧場、或ハ橋場付近ノ山林、或ハ平原、是等ノ拓殖ハ青森・岩手ニモ余程アリマス。又秋田ニ入ッテハ彼ノ玉川ノ上流ニハ有名ナル天然林ガアツテ、即チ杉其他ノ用材ヲ有シテ居ル奥ノ広い処デア。ソレ故ニ利源ノ開發ヨリ言ッテ見テモ、此線ハ最モ必要ナル線デアト思フ。(中略)軍事上カラ言ッテモ青森ノ師団、或ハ秋田ノ師団、是等ノ關係、或ハ太平洋ト日本海ヲ結付ケ、是等国家ノ上ニ於テモ余程之ハ調ベンケレバナラヌ路線ト思ヒマス。

これを見ると、長が盛曲線の敷設を提唱したのは、小岩井農場、山林開発の経済的な利点と軍事上の利点を考慮した上のことであることがわかる。長の建議案は賛成多数で可決し政府へ送られることになったが、出席していた政府委員の平井晴二郎は「政府ハ横手、黒沢尻間を採ッテ、盛岡カラ出テ大曲ニ出ルト云フモノハ此次ニ廻シテ居ル次第デアリマス。是ハ将来ノ事ニ属シマス」と答弁し、奥羽線と東北線の連絡船の敷設は、鉄道布設法で予定線に定められた横黒線の敷設を優先する姿勢を崩さないと述べた。⁽⁹⁾

長は翌四十四年二月三日に再び盛曲線の建議案を提出した。この時の鉄道敷設法中改正法律案委員会の委員には榊田清兵衛も名を連ねている。長は、前年に展開した牧畜業や林業といった盛曲線敷設の経済上の利点に加え、「山ノ鉄道デアアルカラシテ将来ニ於テハ電気ヲ用ヒルト云フヤウナコトハ今調査中ニナッテ居ッテ」と、田沢湖を利用し

た水力発電事業について言及し、盛曲線を電化路線にすることも可能である利点をつけ加えた。⁽¹⁰⁾

だが出席していた政府委員の山之内一次は「政府ノ意見ト云フモノハ、御承知ノ通り敷設法ニ横手・黒沢尻ト云フモノガ奥羽線と日本線ノ連絡ヲ取りマスル線路トシテハ既ニ定テ居ルノデアリマシテ、ソレデ此横断線即チ連絡ヲ致シマストコロノ線路ガ一番短イ線路デアリマスノデ、先ヅ政府ノ方デハ之ヲ殊更ニ外ノ方ニ変更スルト云フマデノ考ニナツテ居リマセヌ」と、あくまで政府は鉄道敷設法に掲げた横黒線敷設を優先させ、盛曲線を敷設する考えはないことを話した。⁽¹¹⁾

『榊田清兵衛翁伝』には、委員会の内容を大曲町長石井忠良に報告した榊田の書簡が載録されている。⁽¹²⁾

〔資料4〕

拜啓 然ば岩手・大曲間の鉄道建議案委員会は、一回開議致し、長氏説明せし処、斎藤宇一郎氏反対の質問を試み候為、望月氏始め吾党の委員諸氏何れも反抗的に憤慨致し、閉会后、吾党委員の協議を開き、鉄道敷設法改正に改正を加へんとの議を一決し、総務の承認をうけ、代議士会の決議を経て昨日提出致候。

書簡には長晴登の説明に対し斎藤宇一郎が反対したため、政友会では代議士会の決議を経て、衆議院本会議に提案を提出する旨が書かれている。明治四十四年三月四日、盛曲線敷設が盛り込まれた鉄道敷設法中改正法律案は、衆議院で可決されたが、貴族院が否決したことでは廃案となった。つまり、榊田の所属する政友会は、鉄道法律改正の論戦を政友会の政党勢力により乗り切ること成功したのであるが、貴族院の反対に遭い、盛曲線敷設案も水泡に帰したのである。⁽¹³⁾

ここで確認したいことは、盛曲線を推進するのは榊田の所属する政友会で、反対しているのが国民党の斎藤宇一郎だったことである。斎藤の選挙地盤は日本海沿岸の秋田県由利郡平沢町で、彼の事績を記した『斎藤宇一郎君伝』によると、東北線と奥羽線と羽越線を結ぶ鉄道路線を敷設することを多年の宿論としていたとある。⁽¹⁴⁾ 斎藤は、大正四

年に横手・本荘間を結ぶ私鉄・横荘鉄道の社長に就任しており、これは長年の宿論を果たすことが目的だったと思われる。⁽¹⁵⁾ ここから榊田対斎藤の対立は、政友会対国民党の対立ばかりでなく、榊田の地盤である大曲仙北地域と、横手平鹿・由利本荘地域の対立だったことを指摘することができる。

榊田が衆議院議員に初当選した明治四十一年から、鉄道敷設法中改正案が貴族院に否決される明治四十四年まで、奥羽線と東北線を結ぶ鉄道として盛曲線と横黒線のどちらが有利だったかを比較すると、鉄道敷設法に予定線として定められた横黒線が断然有利だった。この状況を覆すため、榊田は地元の大曲仙北地域での政友会勢力の拡大を図った。『榊田清兵衛翁伝』には「翁は特に盛曲線調査若しくは生保内線敷設の爲めには、更に更に沿道町村民の大挙入党を求むる必要があることを認めて、郷里の有志を督してそのことに奔走せしめた」と、地元大曲仙北地域における政友会勢力の拡大に腐心したことが記されている。⁽¹⁶⁾

また『榊田清兵衛翁伝』には、東京における盛曲線敷設の政治工作を行う上で、榊田の手足となって働く運動員の上京を依頼する書簡も載録されている。先に引用した「資料4」の書簡の後には次の文面が続いている。⁽¹⁷⁾

〔資料5〕

之れ等（盛曲線敷設の政治活動）に就て運動員諸君の働きに待たざるべからざる義多々有之候へば、宮田君至急上京相成る様御配慮願上候。小生は毎日特別委員會有之、到底運動の余暇無之、佐々木君は本日出立の電報有之、戸部君は今夕帰途に上るべき由に御座候。何れ宮田君至急御上京相成様御配慮願上候。

繰り返すが、この書簡は榊田が大曲町長石井忠良に送ったものである。この文面から、石井町長が佐々木・戸部・宮田三名の上京を差配できる立場にあることが窺える。この三名については、後に詳しく記すが、角館町在住の宮田直治、大曲町在住の佐々木吉郎右衛門、そし

〈表1〉秋田県議会東北横断線関係意見書一覧

日付	内容	提出者	提出先
明治40年12月14日	横黒線の建設	川上勝淑以下32名	内務大臣 原敬
明治41年12月19日	横黒線の建設	川上勝淑以下26名	内務大臣 平田東助
明治42年12月11日	横黒線の建設	沢木亀吉以下32名	内務大臣 平田東助
明治43年12月10日	横黒線の建設	北原九十郎以下32名	内務大臣 平田東助
明治44年12月20日	大曲盛岡線の建設	池田亀治以下18名	内務大臣 原敬
	(横黒線の建設)	(北原九十郎以下3名)	内務大臣 原敬
大正元年12月24日	陸羽横断線の建設	渡邊文八郎以下33名	内務大臣 原敬
大正2年12月21日	陸羽横断線の建設	内田平三郎以下33名	内務大臣 原敬
大正3年12月20日	陸羽横断線の建設	渡邊文八郎以下33名	内務大臣 大隈重信
大正4年12月16日	陸羽横断線の建設	三浦兼蔵以下32名	内務大臣 一木徳太郎

て大曲町選出の県会議員戸部富蔵である。ここに榊田と県議会議員とのつながりを確認することができるが『榊田清兵衛翁伝』には、両者の関係について詳しく書かれていない。そこで次に、明治四十四年の県議会における盛曲線・横黒線意見対立に着目していきたい。

2 秋田県議会における盛曲線・横黒線論争

国が行う鉄道敷設に、県が直接関わることはない。しかし、県は鉄道敷設の要望を内務官僚である知事や内務大臣に提出することが度々あった。秋田県の鉄道敷設に関する意見書のうち、奥羽線と東北線を結ぶ鉄道路線を請願した意見書を〈表1〉にまとめる。これを見ると、意見書は基本的に鉄道敷設法で敷設予定線とされた横黒線の着工を願ったものが大部分であるが、明治四十四年のみ異なる議員集団から盛曲線と横黒線の二通の意見書が出された。本節では、この対立に着目したい。

まず、池田亀治以下十八名が提出した意見書を見る。

〔資料6〕

意見書
 東北地方ノ鉄道予定線中最モ急設ヲ要スル陸羽横断線ハ、当局ノ実測調査ノ結果、大曲・盛岡

間ヲ以テ優良線ト確認セラレシモ、未タ敷設ノ運びニ至ラザルハ、深ク遺憾トスル所也。之レガ為ニ産業ノ発達ヲ沮害シ、民力ヲ疲弊セシメ、東北利源ノ開拓上頗ル隔障ノ感ニ堪ヘス。而シテ盛岡・宮古間ハ既ニ予定線ニ決定セラレ、本県ニ於テハ船川鉄道、羽越沿岸線期年ナラスシテ完成セラレントス。然レトモ此等線路ト至大ノ関係ヲ有スル陸羽横断線ノ敷設、速カナラズンバ其目的ヲ達スルヲ得ス。而シテ此希望ヲ全ウスベキ大曲・盛岡線ノ沿道ハ鬱葱タル密林古色蒼然トシテ良材ヲ産スルコト限リナキニ、鉾山ノ碁布ヲ以テス。平原無尽ノ農産物ハ、殊ニ富饒ヲ誇ルニ足ルベク尚有名ナル小岩井牧場ノアルアリ。今ヤ水力電気ノ企画新ニ成リテ、産業界ノ面目日々革ルヲ看ル。加フルニ東北ノ絶勝タル田沢湖ハ、十和田湖ト南北相応シテ、単ニ風向ノ明媚ナルノミナラス、本県ノ二大養魚地タリ。要スルニ大曲盛岡線ノ価値ハ、本県ニ於テハ羽越沿岸線及ヒ船川鉄道活躍ノ新生面ヲ実現セシメ、盛岡・宮古線ト相待チテ、多年ノ宿望タル太平洋ト日本海トノ連絡ヲ完ウシ、東西呼応シテ茲ニ始メテ東北振興ノ新面目ヲ發揮スヘキヲ以テ、速ニ敷設セラレントヲ府県制第四十四条ニ依リ意見書提出候也。

明治四十四年十二月

秋田県議会議長 渡邊文八郎

内務大臣 原敬殿

右建議候也

明治四十四年十二月二十二日

提出者 池田亀治

〈以下略〉

池田亀治ら十八名による意見書は、陸羽横断線として盛曲線の敷設を願い出るものである。興味深いのは、盛曲線敷設の利点を鉾山・山林開発、発電事業、田沢湖観光にしていることで、これは明治四十二・四十三年の両年にわたり政友会の長晴登が鉄道敷設法中改正案委員会の席上で述べた盛曲線敷設の利点と等しい。

池田亀治と共にこの意見書を提出した人物十八名を〈表2〉に示す。

〔表2〕盛曲線建設の意見書 提出者一覧

No.	人名	地盤	政党	盛曲線案に賛成
1	池田亀治	仙北郡刈和野	政友会	○
2	永井喜久治	秋田市鉄砲町	政友会	○
3	三浦権兵衛	山本郡能代港		○
4	小西正太郎	仙北郡六郷		○
5	小山田貞虎	仙北郡強首		○
6	成田直一郎	北秋田郡鷹巣	政友会	○
7	麓 貞吉	北秋田郡扇田	政友会	○
8	渡邊文八郎	由利郡象潟		議長
9	畠山三郎	由利郡玉米		○
10	高橋宇一郎	北秋田郡綴子		○
11	沢木亀吉	南秋田郡船川港		○
12	竹内長九郎	南秋田郡土崎港	政友会	○
13	内田平三郎	鹿角郡尾去沢		○
14	藤野貞助	雄勝郡三輪	政友会	○
15	児玉忠太郎	南秋田郡馬場目		○
16	豊口竹五郎	鹿角郡毛馬内		○
17	宮田直治	仙北郡角館		○
18	三浦駒蔵	山本郡鶴川		○

そして新聞その他の資料から政友会に所属していることが判明する人物については、その旨を記載した。

池田亀治が「資料6」の意見書を提出した際の発言を見てみよう。⁽⁹⁾

〔資料7〕

太平洋ト日本海ヲ連絡スル上ニ於テ最モ必要ナル鉄道ナルカ、此ノ盛岡・大曲間ハ已ニ二十七議會ニ於テ衆議院ヲ通過シ鉄道敷設法ノ改正案モ出テ政府モ同意ヲ表シタルガ、不幸ニシテ貴族院ハ之ヲ否決セル為、其俟トナリシハ、本員ノ喋々ヲ要セサル所ナリ。故ニ本会ノ賛同ヲ得テ、之ヲ建議セントスルニアルヲ以テ満場諸君ノ賛成アランコトヲ望ム。

池田は、太平洋と日本海を結ぶ最も必要な鉄道が盛曲線であるとし、県会議員全会一致の賛成で意見書を提出すべきだと述べたのである。貴族院で反対されて葬り去られた盛曲線を県議会議員たちが秋田県の意見書として上申しようとしたのは、提出先が内務大臣であり政友会総裁でもある原敬だったこと、当時の県知事森正隆が政友会系の県知事だったことが大きいと推

測することができる。

池田の意見書が提出されたことに、即座に反対したのは本荘町選出の北原九十郎で、北原は横黒線敷設を第一に進めるべきだという次の意見書を提出した。⁽²⁰⁾

〔資料8〕

意見書

東北開発ノ急ナルハ、夙ニ天下ノ唱道スル所ナルニ拘らず、其進歩ノ遅々タルハ主トシテ交通機関ノ整備、未タ完カラサルニ因ラスンバアラズ。

第一 羽越沿岸線即チ新発田・秋田間ノ鉄道

第二 船川鉄道

第三 黒沢尻・横手間陸羽横断線若クハ之ニ対スル比較線

ノ速成ハ、即チ此ノ一大欠点ヲ補足スルモノニシテ、東北地方ニ於ケル人文ノ進歩、産業ノ開発、此ヲ措テ他ニ求ムベカラス。今以上ノ各線ニ付、少シク述ブル所アラン。(中略)

黒沢尻・横手間ノ横断線若クハ之ニ対スル相当ノ比較線ハ、旧日本線及奥羽線トノ連鎖タルノミナラス、一面大船渡鉄道トノ連鎖タルト共ニ、他ノ一面船川線トノ連鎖ニシテ太平洋・日本海両面ニ対シ腹背相応スルノ用ヲ為スモノナリ。故ニ之カ敷設ハ一日モ緩ウスヘカラサル急務ナリトス。

我カ東北ノ人文ノ進歩ト産業ノ発達トハ常ニ他ニ後レ、帝国ハ恰モ半身不随ノ感アルハ、独リ吾人ノ不幸ナルノミナラス、又実ニ国力ノ消長ニ関スルコト大ナリ。是レ年々微哀ヲ披撫シテ交通機関ノ整備速成ヲ切望スル所以ナリ。

冀クハ当局ニ於テ如上ノ事実ヲ諒トセラレ、速ニ右三線ノ敷設予算ヲ来ル第二十八帝國議會ニ提出シ、急速起工ニ着手セラレンコトヲ茲ニ本会ノ決議ヲ以テ府県制第四十四条ニ依リ意見書呈出候也。

明治四十四年十二月

秋田県議會議長 渡邊文八郎

〈表3〉横黒線建設の意見書提出者及び賛同者一覧

No.		人名	地盤	政党	盛曲線案に賛成
1	提出者	北原九十郎	由利郡本荘	国民党	×
2		川上勝淑	平鹿郡横手	国民党	×
3		三浦兼蔵	南秋田郡金足	国民党	×
4	賛同者	中山伝兵衛	由利郡本荘	国民党	×
5		柴田虎之助	雄勝郡西馬音内		×
6		近 伊左衛門	平鹿郡植田	国民党	×
7		土田萬助	平鹿郡館合	国民党	×
8		東海林重太郎	平鹿郡増田	国民党	×
9		伊藤恭之助	仙北郡南橋岡	国民党	○
10		伊藤多雅司	河辺郡川添	国民党	×
11		金子為吉	南秋田郡土崎港	国民党	×
12		湊 信一郎	山本郡森岳	国民党	×
13		佐々木久之助	山本郡鶴川	国民党	×
14		泉 清	北秋田郡釈迦内	国民党	×

右建議候也
内務大臣 原敬殿

明治四十四年十二月二十二日

呈出者 北原九十郎

川上勝淑

三浦兼蔵

北原は、盛曲線を黒沢尻く横手間の横黒線に対する比較線とする政
府の見解をとった意見書を提出したのであるが、実はこの意見書は、

前年まで県会が満場一致で採
決していたものとはほぼ同じで
ある。

北原と共に意見書を提出し
た議員とその賛同者を(表3)
に示す。これについても、新
聞その他の資料から国民党所
属の議員であることが判明す
る者については、その旨を記
した。ここで池田亀治と共に
盛曲線案を提出した(表2)
の人物と、これに反対し横黒
線案を提出した(表3)の人
物を比較すると、見事に政友
会对国民党の対立になってい
ることがわかる。

北原案が示されるや池田亀
治は「本員ノ意見書ハ盛岡・
大曲間、盛岡・宮古間ノ連絡
ニシテ、二十三番(北原九十
郎)ノ方ハ、黒沢尻・横手間
ヨリ大船渡ニ連絡スルモノ

云々トアリ。所謂日本海ト太平洋トノ連絡ヲ計ル上ニ於テ、全然其終
点ヲ異ニスルヲ以テ、二十三番(北原九十郎)ノ我等ノ建議ニ賛成サ
レンコトヲ望ム」と反論した。この池田の発言に再反論したのは、北
原と共に横黒線案を提出した川上勝淑である。川上の再反論は示唆に
富んでいたので全文をあげることにする。⁽²⁾

〔資料9〕

十一番(池田亀治)ノ盛岡・大曲間ハ初メテナルガ、一体県会ノ
意見書ハ一県ヲ代表シテ呈出スルモノナレバ、県会ハ通覧シテ熟
考ノ上ニ決定サセルベカラズ：尤モ或ル一地方ノ事ナラバ其地方
ニ限りテ呈出スルハ差支ナキモ：所ガ①黒沢尻・横手間ハ如何ト
云フニ、既ニ鉄道敷設法案ニ編入サレ予定線トナリ、議會ニ於テ
モ縷々速成ヲ促サレツ、アルモ、尚ホ以テ着手ノ運ビニ至ラズ。
況ンヤ大曲・盛岡間ノ如キ比較線ハ果シテ速成セラル、ヤ否ヤ
疑ハサルヲ得ズ。本員ハ技術上ノ比較ニ暗キモ、②一方ハ已ニ法
律トナツテ現レ居ルニ拘ラズ、十一番(池田亀治)ハ大曲・盛岡
間ヲ独立線トナシテ建議スルニ至ツテハ其ノ意ヲ了解スルニ苦ム
：黒沢尻・横手、盛岡・大曲：カ、ル狭少ナル所ニ対シ、政府ハ
多数ノ鉄道ヲ敷設スルノ必要ヲ認めザルベシ。又十一番(池田亀
治)ハ鉄道網ニモアリ、前ノ鉄道院総裁ノ理想ガ実現スル場合ニ
ハ云々ト述ベラレシモ、該鉄道網ニハ大曲・角館間ハ儘ニ在ルモ、
仙巖ヲ越ヘテ盛岡ニ達スル箇所ハナシ。然ラバ僅カノ短距離ニ二
本ヲ敷設スルノ理ナク、結局一方出来ル時ハ、他ノ一方ハ廃棄ヲ
免レ得ザルハ勿論ノ事ナリ。昨年衆議院可決ノ敷設改正法案ハ、
黒沢尻ヨリ横手間、又ハ盛岡・大曲間トナセシモ、③貴族院ニテ
盛岡・大曲間ハ否決サレタルガ、之ヲ見テモ十一番(池田亀治)
ノ意見ハ、独立ノ予定線ニアラザルヤ明ナリ。故ニ之ヲ単独ニス
ルトセバ本員ハ反対セザルヲ得ズ。

川上が盛曲線敷設の意見書に反対するのは、政府が同線を着工する
見込みはないと考えていたからである。その論拠としてあげているの

は、三箇所傍線部である。まず傍線部①で、県議会で例年横黒線敷設の意見書を政府に提出しているにもかかわらず着工されない状況では、盛曲線敷設の意見書を出しても実現する見込みはないとしている。続いて傍線部②で、盛曲線は鉄道敷設法で定められた線路ではなく、しかも傍線部③、貴族院で反対された盛曲線を政府が着工するとは思えないとしたのである。

議事は池田亀治が提案する盛曲線敷設を内務大臣に提出するか否かの議決に移る。池田と共に意見書を提出した(表2)の人物は全員賛成、北原と共に横黒線案を提出した(表3)の人物は、仙北郡南檜岡の伊藤恭之助以外全員反対した。すなわち賛成十八名で議員三十二名の過半数以上となり、盛曲線案が内務大臣への意見書になったのである。

国民党の伊藤が盛曲線案に賛成したのは、大曲に近い南檜岡村にとって同線の建設が、村の利益にかなうと判断したことだろう。

県議会における盛曲線案対横黒線案の対立を報道した秋田魁新報を見ると、この対立を政友会对非政友会の対立と見ており「政友派の専横」と批判した²⁴⁾。

以上、本節では明治四十四年十二月の県議会議員の対立から、盛曲線敷設を望む政友会对横黒線敷設を望む国民党の議員という対立の構造を明らかにした。これは国政における政友会榊田と、国民党斎藤宇一郎の対立の延長線上にあると考えてよい。政党間の対立といつても、南檜岡村の伊藤恭之助が盛曲線案に賛成していることを加味すると、政党間の対立に加え、大曲仙北地域対横手平鹿地域の対立もあることがわかる。

国会と県議会において、鉄道敷設の意見対立の構図が、同じ政党、同じ地域間でなされていることを考えると、議員を輩出する地域においてどのような鉄道敷設運動があったのかを見る必要がある。そこで次に、この視角で盛曲線敷設を論じていきたい。

3 大盛横断鉄道期成同盟会の設立

『榊田清兵衛翁伝』に載録されている榊田の書簡には、金銭的援助を申し入れた箇所が散見される。榊田が大曲の藤田金治に宛てた明治四十四年十二月二十九日付けの書簡を見ると「先日一寸町長にも話置候費用少々為仕送候様御話相成度、休暇中に夫れく新年宴会等の名を以て相集め、培養致置可申候」とあり、大曲町長石井忠良に金銭的援助の催促を具体的に指示していることがわかる²⁵⁾。また、明治四十五年一月二日付けの石井忠良宛ての書簡を見ると、冒頭に「拜啓 金式百円の為替券入書留郵便、本日相達、正に受領致候」と書かれている²⁶⁾。この二百円が、榊田が石井町長に無心した金かどうか判断はつかないが、この記述から、少なくとも東京での榊田を経済的、人的に支えた一人が石井町長だったことがわかる。

大仙市アーカイブズ所蔵『盛曲線鉄道関係書類』は、大盛横断鉄道期成同盟会という団体の活動が記録されている。この文書の表紙には「大曲町役場」「自明治四十三年」「保存種別・第一種永年」と記されており、ここからこの文書が大曲町役場の公文書として作成されたことがわかる。そこで本節では、この文書をもとに、榊田を支えた団体の実情について述べていきたい。

大曲と盛岡を結ぶ盛曲線が「大盛横断鉄道」と名づけられ、その敷設を推進するために結成された大盛横断鉄道期成同盟会が結成されるのは明治四十三年十月十八日のことだった。まず、発起人たちによる同月八日付けの同会結成の呼びかけを見る²⁵⁾。

〔資料10〕

拜啓 秋冷之候益々御清栄奉賀候。陳は数年来国益發展上問題ト相成居候旧日鉄線・奥羽線間ニ於ケル横断鉄道敷設之義ハ、本郡仙岩峠ヲ越へ岩手県盛岡市ニ達スルモノ尤モ適切ナル線路ト認メ、先ニ当地方有志ニヨリ該市有志ニ招議ヲ遂ケ、該地方ニ於テハ既ニ国体結合相成り居候処、今回鉄道院ヨリ技師出張ノ上実測

〈表4〉大盛横断鉄道期成同盟会への加盟勧誘の割り当て

担当町村	呼びかける町村
生保内	生保内村・田沢村・檜木内村
角館	角館町・神代村・西明寺村・中川村・雲然村・白岩村
長野	長野村・清水村・豊川村・豊岩村・長信田村・横沢村
四ツ屋	四ツ屋村
大曲	大曲町・花館村・高梨村・横堀村
*原本に「以上は直々勧誘する事」と記載あり	
金沢村・六郷村・千屋村・畑屋村・金沢西根村・西木村・内小友村・外小友村・大川西根村・南檜岡村・神宮寺村・北檜岡村・刈和野町・大沢郷村・強首村・淀川村・荒川村・土川村・峰吉川村・飯詰村	

ノ結果、意外ナル好成绩ヲ得候ニ付テハ、速ニ竣成ヲ期スル企画ヲ必要ト認メ、別紙規約ノ同盟会ヲ組織致シ度希望致シ候得バ、貴町（村）内有志者へ此旨御招議被下、多数ノ御加入ヲ得候様御配慮ヲ煩シ度、此段得真下意候。

敬具

明治四十三年十月四日

発起人 大曲町 石井忠良

四ツ屋村 阿部庫之助

長野村 大野忠右衛門

角館町 椎名政淋

神代村 伊藤兼吉

生保内村 田口忠吉

郡内各町村長

〔資料10〕で注目すべき点は三点あり、一つは、傍線部、大曲と盛岡間の鉄道の実現性は、鉄道院の技師の測量の結果が良好であるという情報を得たことが嚆矢となっていることである。二つめは、期成同盟会の発起人が、鉄

道が開通した場合沿線となる町村の首長だった点である。ここから石井忠良町長以下六名の首長が大盛横断鉄道期成同盟会を結成することを考えたのは、鉄道院による測量の良好な結果を聞いてのことだったということが指摘できる。そして三つめは宛先である。宛先は各町村長とあることから、発起人が分担して各自の周辺町村長に期成同盟会への参加を促したことがわかる。この分担については『盛曲線鉄道関係書類』に綴られている「加盟勧誘ノ担当町村別」という資料により判明する。（表4）にこれを示したが、生保内・角館・長野・四ツ屋・

大曲の各町村長は、同盟会参加者を募るべく自らの町村内と周辺の村を分担したことがわかる。ただ各町村長が直接勧誘するとした町村は、盛曲線の沿線になる町村のみで、金沢村以下は優先順位が低かったことがわかる。

大盛横断鉄道期成同盟会は、明治四十三年十月十八日に角館町の小学校で初めての総会が開かれた。ここで決定した規約は次のとおりである。²⁶⁾

〔資料11〕

大盛横断鉄道期成同盟会規約

第一条 本会ハ、都市交通ノ交通ヲ便ニシ、産業ノ開発ヲ図ランカ為メ、秋田県大曲町ヨリ角館・生保内ヲ経、岩手県盛岡市ニ至ル横断鉄道ノ速成ヲ期スルヲ以テ目的トス。

第二条 本会ハ、大盛横断鉄道期成同盟会ト称シ、事務局ヲ大曲町ニ置ク。

第三条 本会ハ、仙北郡各町村及ヒ其他ノ有志者ヲ以テ組織ス。

第四条 本会ニ左ノ役員ヲ置ク。

会長 一名

副会長 一名

幹事 六名

司計 一名

評議員 若干名

第五条 会長・副会長・評議員ハ、総会ニ於テ選挙シ、幹事及ヒ司計ハ会長之ヲ選任ス。

第六条 役員ノ職務権限、左ノ如シ。

会長ハ会務ヲ総括シ、会議ノ議長トナル。

但シ緊急ヲ要スル事項ニシテ評議会ヲ開ク違ナキト

キハ、幹事ノ意見ヲ聴キ之ヲ処弁スルコトアルベシ。

副会長ハ会長ヲ補佐シ、会長事故アルトキハ之ヲ代理ス。

〈表5〉大盛横断鉄道期成同盟会評議員一覧

No.	町村名	人名(役職)
1	大曲町	田口惣左衛門(町会議員)・佐々木吉郎右衛門(郡会議員)・三村作四郎(町会議員)・小西伝助(町会議員)・田口栄吉
2	角館町	椎名政彬(町長)・石黒直豊(郡会議員)・宮田直治
3	生保内村	三浦政吉(郡会議員)・田口喜一郎
4	神代村	三浦与市・伊藤直吉(村会議員)
5	長野村	大野養吉・平瀬政吉(村会議員)
6	四ツ谷村	2名選出しなければならないが、村内で調整つかず
7	田沢村	千田堅蔵
8	檜木内村	門脇堅蔵
9	西明寺村	佐藤文治(村会議員)
10	白岩村	石井東蔵(村会議員)
11	豊川村	山崎長兵衛(村会議員)
12	豊岡村	加藤進(村会議員)
13	中川村	黒沢玄一郎
14	雲沢村	阿部吉之助(村会議員)
15	長信田村	大信田如水(村会議員)
16	清水村	三浦孫一
17	横沢村	小松長純(村会議員)
18	横堀村	小松喜代治(村長)
19	花館村	適任者なしと回答するも、千葉豊吉に決定
20	高梨村	樫尾庫之助
21	荒川村	三村謙蔵(村長)
22	淀川村	加藤高輯
23	強首村	鈴木孫四郎
24	大沢郷村	伊藤賛(村会議員)
25	峰吉川村	進藤作兵衛
26	刈和野町	高根清信(町会議員)
27	北栖岡村	藤井亀治
28	神宮寺町	斎藤信(新)三郎(町会議員)
29	南栖岡村	渡部良助(村会議員)
30	外小友村	伊藤清美(村会議員)
31	内小友村	適任者なしと回答するも、五十嵐理市郎に決定
32	大川西根村	小原六兵衛(村会議員)
33	藤木村	適任者なしと回答するも、高階秀和に決定
34	金沢西根村	松田留吉
35	飯詰村	江畑新之助(村会議員)
36	金沢町	境田元通
37	六郷町	畠山久左衛門
38	畑屋村	深沢賢治郎
39	千屋村	高橋弥四郎(村会議員)
40	土川村	岡田政治(村会議員)
41	衆議院議員	榊田清兵衛
42	前貴族院議員	坂本理一郎
43	前衆議院議員	斎藤勘七
44	前衆議院議員	伊藤直純
45	県会議員	池田亀治
46	県会議員	進藤繁吉
47	県会議員	伊藤恭之助
48	県会議員	戸部富蔵
49	県会議員	田代宏成

宮田直治(県会議員)が就任した。評議員の
 人選は各町村長が推薦
 する人物があてられた
 が、大曲町について
 は、榊田清兵衛が田口
 惣左衛門・佐々木吉郎
 右衛門・三村作四郎・
 小西伝助・田口栄吉を
 指名した。また他の町
 村については、副会長
 の中嶋平三郎が各町村
 長に宛てて適任者を推
 薦するよう通知し、こ
 れを受けた各町村長が
 人物を決定して池田会
 長や中嶋副会長に回答
 した。これにより決定
 した大盛横断鉄道期成
 同盟会の評議員を(表
 5)に示す。

幹事ハ会長ノ指揮ヲ受ケ、庶務ヲ処理ス。
 司計ハ会長ノ指揮ヲ受ケ、会計ヲ掌ル。
 第七条 本会ハ、毎年一回總會ヲ開キ、重要ノ事項ヲ決議シ、会
 務ノ報告ヲ受クルモノトス。
 第八条 評議員会ハ左ノ事項ヲ決議ス。
 一 歳入出予算及ヒ之ニ関スル事項。
 二 歳入出決算ノ認定
 三 其他諸般ノ緊要事項。
 第九条 本会ノ会計年度ハ、四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄ト
 ス。
 第十条 本会経費ハ、関係町村ノ負担トス。其方法ハ別ニ之ヲ定
 ム。
 この規約に則り、最初に決まったのは会長と副会長の人事で、会長
 には高梨村の池田文太郎、副会長には大曲町の中嶋平三郎が決定した。
 また幹事には、石井忠良(大曲町長)・椎名清彬(角館町長)・大野忠
 右衛門(長野村村会議員)・田口忠吉(大曲町)・田代宏成(県会議員)・
 宮田直治(県会議員)

〈表6〉大盛横断鉄道期成同盟会町村負担割合

歩合	町村名
40/100	大曲町
30/100	角館町
7/100	長野村
7/100	生保内村
4/100	神代村
2/100	四ツ屋村
10/100	田沢村・檜木内村・西明寺村・中川村・雲沢村・白岩村・豊岡村・豊川村・長信田村・横沢村・清水村・横堀村・高梨村・花館村の14ヶ村で負担

記している。ただ(表5)から藤木村を見ると、後に高階村長が評議員になったことがわかる。同書類には、四ツ屋村の阿部庫之助村長が十一月五日付けで石井町長に送った書簡も綴られている。

〔資料12〕

拜啓 鉄道期成同盟会委員選定ノ件ニ関シ、先般来数次御照会之候処、本問題に關しては、過般角館町ニ於て總會の際に小生より内部の事情陳述致候様の次第にて、村内重立者としての意向ハ、格別利益を受くる村に非らざるを以て、此場合入会致兼るとの意見一致致し、其結果委員選出は不成立ニ了り候始末ニ付、右二御了承被致、小生ハ本村長として尙甚た遺憾を感じ申候。

四ツ屋村では盛曲線ができて経済的利益を受けないという意見が

『秋田名譽鑑』を用いて(表5)の人物名を調べると、評議員の多くが各町村の評議員であることが判明した。ここから、大盛横断鉄道期成同盟会は、東北三大地主の一人に数えられる大素封家池田文太郎のもと、各町村長が推薦した各町村における名望家により構成されていたことがわかる。

ただ、中には評議員を出すことに躊躇した村もあった。『盛曲線鉄道関係書類』には、藤木村長の高階秀和が十一月九日付けで「部内主立者会同、種々協議致候へ共立候補者無之」と申し送った書簡が綴られている。この書簡で高階は「本村ノ現況ヲ顧みレバ諸費ノ負担等」を払うことができないと

〈表7〉大盛横断鉄道期成同盟会収支予定収入の部

No.	科目	予算額 (円)	付記
1	各町村負担額	1000	

支出の部

No.	科目	予算額 (円)	付記
1	会議費	30	会場諸費
2	評議員会費	20	会場諸費 1回金10円 2回分
3	事務所費	48	司計手当10円 雇人両3円
4	需用費	25	備品費5円 消耗品費10円 印刷費其他10円
5	雑費	70	通信費50円 備過費20円
6	上京委員費	500	上京委員3名 旅費金100円 交際費200円
7	創立費	10	
8	予備費	297	
	合計	1000	

大勢を占めていることから、評議員を出すどころか入会もできないとある。藤木村や四ツ屋村が評議員を出さないとした背景には、大曲の周辺町村であるという理由だけで、負担金の支払いを強要されることに対して拒否感があつたためだと推測することができる。

明治四十三年(一九一〇)十一月十二日、郡会議事堂で最初の評議員会が開かれる。この会で決定した重要事項は三点ある。その一点

目は、同盟会規約の第十条に定められている関係町村の負担額である。その負担割合を(表6)に示したが、大盛横断鉄道期成同盟会の経費は大曲と角館の両町で七割を負担し、残り沿線町村が負担することになったことがわかる。割り当てられた負担金を各町村がどのように捻出したのかについては、当時の町村にお

〈表8〉大盛横断鉄道期成同盟会寄付金一覧（明治45年4月1日）

No.	名前	標準額（円）	献金額（円）	町村名	直接国税（円）	
					地租	所得税・営業税
1	田口惣左衛門	3992.250	2992.250	大曲町	1498	585
2	榊田清兵衛	2824.100	2284.100	大曲町	1364	643
3	佐々木吉郎右衛門	2019.395	2019.395	大曲町	1414	651
4	板谷五郎左衛門	1788.160	1788.160	大曲町	1387	402
5	斎藤忠蔵	1202.590	1202.590	大曲町	669	213
6	三村長七	684.750	684.750	大曲町	596	100
7	石川弥七	537.175	537.175	大曲町	62	19
8	最上源之助	508.350	508.350	大曲町	97	
9	小西伝助	296.240	296.240	大曲町	166	91
10	最上源右衛門	295.740	295.740	大曲町	211	110
11	塩谷甚太郎	247.017	278.510	大曲町	120	118
12	佐々木鉄三郎	256.595	256.595	大曲町	5	10
13	渡部栄助	251.410	251.410	大曲町	6	46
14	高田多一郎	182.295	242.320	大曲町	118	163
15	池田庫治	209.730	209.730	大曲町		165
16	有坂市郎左衛門	188.245	188.245	大曲町	70	140
17	佐藤恭助	172.535	172.535			
18	榊田繁治	170.225	170.225	大曲町		124
19	辻庄之助	153.970	153.970	大曲町	116	37
20	竹内直助	139.785	139.785	大曲町	7	17
21	佐藤倉吉	134.785	134.785	大曲町	30	84
22	竹内五郎兵衛	121.225	121.225	大曲町	453	48
23	田口栄吉	118.755	118.755			
24	藤井定吉	118.420	118.420	大曲町		115
25	西村喜惣兵衛	106.775	106.775	大曲町	11	74
26	最上正吉	105.655	105.655	大曲町	6	74
27	佐藤清之助	103.745	103.745			
	合計	16929.917	15481.435			

ける歳入・支出を記した公文書を確認しなければならぬが、先の高階秀和の回答を見る限り、各町村の歳入から支出したと考えるのが妥当である。

重要事項の二点目は、同盟会の収支である。収支予定を（表7）に示すが、収入は千円を見込んでいた。支出項目を見ると、一番額が大きいのは上京委員の旅費支出であり、予算の半分を占めている。内訳は上京するための三人分の旅費三百円と、彼らの交際費が二百円内になっている。

そして重要事項の三点目は、上京委員の選定についてである。上京委員三名のうち二名は大曲・角館両町より一名づつ出すこととし、人は選は両町それぞれが決めることになった。

先に榊田が明治四十四年の十二月に石井町長に金銭的支援を申し入れ、ほぼ入れ違いに翌年一月に二百円を受領するやりとりがあったことを述べたが、榊田が国許から得た金は、大盛横断鉄道期成同盟会が負担したものであったのである。また先に、明治四十四年政友会の長晴登が盛曲線敷設の建議案を提出し、斎藤宇一郎に反対されたことを国許に知らせる書簡を「資料5」に示したが、その中に「之れ（盛曲線敷設決定）等に就て運動員諸君の働きに待たざるべからざる義多々有之候へば、宮田君至急上京相成る様御配慮願上候。小生は毎日特別委員会有之、到底運動の余暇無之、佐々木君は本日出立の電報有之、戸部君は今夕帰途に上るべき由に御座候。何れ宮田君至急御上京相成様御配慮願上候」という一文があった。ここに登場する三名はいずれも評議員で、宮田は角館町の宮田直治、佐々木は大曲町の佐々木吉郎右衛門、戸部は大曲町で県会議員の戸部富蔵である。ここから、東京における榊田の政治工作は、国許における大盛横断鉄道期成同盟会の存在なくしては行い得ないものであることを指摘することができる。

このように榊田の東京での政治活動は、秋田県の大曲仙北地域の町村が大盛横断鉄道期成同盟会を結成し、経済的、人的に支援する体制が作られたことにより支えられたが、もう一つ着目したいことは、同

〈表9〉盛曲線建設年表

年月日	内容
明治44年2月	政友会、大曲～盛岡間の鉄道建設を含む鉄道敷設法中改正法律案を27帝国議会で提出。衆議院で可決されたが、同年3月貴族院で否決(桂内閣)
明治44年12月	秋田県議会で盛曲線建設議案可決
大正1年8月	鉄道院建設部技術課長石丸重美が大曲生保内仙岩峠盛岡を实地調査し、盛曲線は有望な路線であると報告
大正4年	盛曲線は生保内線・生橋線・橋場線に分割され、37議会で橋場線が軽便鉄道法による建設が決定(第2次大隈内閣)
大正7年9月	原敬が陸海軍以外の全閣僚を政友会から選んで内閣を組織し、四大改政策の一つとして交通機関の整備を取り上げた
大正8年3月	41議会で生保内線の建設が決定され、同時に橋場線が着工。8月には大曲～角館間の路線が決定した
大正9年5月	42議会で生橋線の建設が決定され、10月に角館～生保内間の路線が選定される。大曲～角館間の工事が秋田鉄道建設事務所により着工される
大正10年7月	大曲～角館間開通。10月には角館～神代間が開通
大正10年10月	原敬東京駅で暗殺
大正11年7月	橋場線開通
大正12年8月	生保内線全通。総工費269万円

会に寄付をした人たちがいたことである。『盛曲線鉄道関係書類』には、明治四十五年四月一日の日付で、寄付者と金額の一覧が綴られている(表8)。文書には寄付者の人名と標準額、献金額の記載があった。そこで『秋田人名鑑』から人名と納税額を調べると、ほぼ全員大曲町在住の高額納税者であることが確認できた。先述したように大盛横断鉄道期成同盟会は規約第十条により大曲仙北地域の町村の負担により運営されることが決まっていた。しかし明治四十五年四月一日の日付で、献金者の一覧があるという事は、会の支出が当初の見込みを越えて不足したことが考えられる。更に、金額の欄が標準額と寄付額の二つあるという事は、献金の実態が半強制的だったとも考えられる。

このように、大盛横断鉄道期成同盟会に関わった人は、会長の池田文太郎以下いずれも地域の名望家ばかりであったことか

ら、神田の盛曲線敷設運動や政友会の県議会議員による意見書の提出は、鉄道敷設を熱望する秋田県大曲仙北郡一帯の名望家の期待を担ったものであったといえることができる。

4 盛曲線敷設の論理

本節では、神田清兵衛や県議会、大曲仙北地域で結成された大盛横断鉄道期成同盟会の働きが、実際の盛曲線の敷設に寄与したかどうかを確認したい。

〈表9〉は、明治四十四年の政友会による鉄道敷設法中改正案の提出から、大正十二年の生保内全開業に至るまでの流れをまとめたものである。これを見ると、盛曲線の開通に向けて動き出した第一歩は、大正四年であることがわかる。この年、盛曲線は大曲～生保内間の生保内線、生保内～橋場間の生橋線、橋場～盛岡間の橋場線の三区間に分割され、橋場線の敷設が決定した。三区間中最も難工事となるのは、秋田・岩手県境を越える生橋線であり、この区間を後回しにして工事に着手しやすい区間から開業を目指すとした考え方は現実的だといえる。ただし、大正四年の時点で敷設が決定したのは、政友会総裁の原敬の地元の橋場線のみであることは注目に値する。

橋場線に続いて生保内線の敷設が決定するのは大正八年であり、これは大正七年(一九一八)に誕生した原内閣による鉄道拡充策の一環であった。原は、第一次世界大戦による好景気を背景に、高等教育機関の充実、産業の奨励、交通・通信機関の整備、国防の充実からなる積極政策を掲げ、鉄道については本鉄道九一七km、軽便鉄道五三三kmを敷設予定線に加えた。その敷設予定線の一つが三区間に分割された盛曲線だったのである。

軽便鉄道とは明治四十三年(一九一〇)四月公布の軽便鉄道法に則りつくられる鉄道路線のことで、同法では鉄道事業の許可申請の手続きが緩和され、翌四十四年三月公布の軽便鉄道補助法により政府が事

業者に助成金を出すことが定められたことも加えて、鉄道事業を起ししやすい状況が作り出されていた。また軽便鉄道法では、高規格を必要としない鉄道路線で、地元起業者がいないか将来的に有望な路線に限って、政府が議会で予算承認をするだけで敷設することができる」とされており、原はこれを党勢拡大のために最大限に利用し、政友会議員の選挙地盤に鉄道敷設を積極的に進めたのである。政友会総裁の原の地盤である盛岡市と柎田の地盤である大曲町を結ぶ盛曲線は、まさに政治路線といふべき鉄道路線だったといえる。政友会の党勢拡大のために鉄道が敷設される様相は「我田引鉄」として批判されたが、その路線は党利党略の思いつきでできたわけではなく、大盛横断鉄道期成同盟会が盛曲線の敷設を運動し続けたように、鉄道を渴望する地域があつてこそ敷設されたものであるといふことがいえる。

大仙市アーカイブズ所蔵『盛曲線鉄道関係書類』には角館町長椎名政彬による大正六年五月二十九日付けの意見書が綴られている。⁽¹³⁾

〔資料13〕

提議書

近時東北振興ノ議、上下ノ間ニ喧伝セラル、多シト雖モ、未タ何等具体的案件ノ施設ヲ見ズ。依然トシテ旧態ヲ存シ、人文ノ進歩殖産興業ノ発達見ルヘキモノナキハ、其因多々之有ランモ、吾人ノ見ヲ以テセハ交通機関ノ不備ヲ以テ其最タルモノト信ス。過年我カ先覺ノ決起シテ貴会ヲ起セル亦之レガ為ナリ。而シテ一時政府当局マタ茲所ニ意ヲ同シ、大曲盛岡間ノ軽便鉄道ヲ計画シ、其實測ニ着手スルガ、政変ニ伴ヒ不自然ナル多数党ノ為メニスル所ノ為メニ一時中止トナルハ吾人甚タ遺憾トス（中略）希クハ斯ノ鉄道ノ速成ニ依リ均シク其惠ニ浴シ、之ヲ利用シテ東北振興ノ計ヲ致サントス。則貴会ノ活動開始ヲ切望シテ止マサル所以也。茲ニ本会ノ議決ヲ以テ提議候也。

大正六年五月二十九日

北仙協会長 椎名政彬

仙岩鉄道期成同盟会長 池田文太郎殿

椎名政彬の提議書で注目すべきは「貴会ノ活動開始ヲ切望シテ止マサル所以也」の一文である。明治四十三年に結成された大盛横断鉄道期成同盟会では、椎名政彬は同会の発起人であり幹事の役職に就いていた。しかしここに「貴会」とあることから、椎名は数年の間に同会から距離を置くようになっていたと考えることができる。しかも、池田文太郎の役職が大盛横断鉄道期成同盟会長ではなく、仙岩鉄道期成同盟会長になっていることから考えると、大盛横断鉄道期成同盟会は、明治四十四年の鉄道敷設法中改正案が貴族院で否決され、盛曲線敷設の見通しが立たなくなった時点で、活動停止状態に陥った可能性がある。⁽¹⁴⁾

『盛曲線関係書類』には、椎名が池田に提議書を出した二日後の六月一日付で、池田が秋田県知事と柎田清兵衛に宛てて盛曲線開通に「奮闘努力」して欲しい旨が書かれた意見書も綴られている。

角館町長椎名政彬が池田文太郎に宛てて盛曲線敷設運動再開の意見書を提出し、この直後に池田が知事と柎田に宛てて同様の意見書を提出した背景には、この年の四月二十日に衆議院議員選挙があり、政友会が第一党になったことが考えられる。この選挙で当選した秋田県の七名の議員を見ると、田中隆三、池田亀治、柎田清兵衛、高橋本吉の四名が政友会、これに対して憲政会は斎藤宇一郎、町田忠治、添田飛雄太郎の三名で、政友会が優勢だった。

この選挙で初当選した池田亀治は「資料6」で見た通り、明治四十四年、県議会議員時代に盛曲線敷設の意見書を提出した人物であり、盛曲線敷設推進の立場をとっていた。従って、椎名や池田が盛曲線敷設運動を再開したのは、政友会の党勢拡大があつたことだったと考えることができる。

明治四十三年に大盛横断鉄道期成同盟会が発足した時期は、鉄道敷設法中改正案が衆議院で審議されているときであったことと、大正六年に仙岩鉄道期成同盟会が活動を開始した時期は政友会が選挙で圧勝

した直後であったことを考慮すると、地域の名望家による鉄道敷設運動は、それが実現しそうな政治状況が到来した時期に活発化する傾向があったことを指摘することができる。ややもすると、大正時代における軽便鉄道の敷設は、政党、特に政友会が積極的に推進した、いわば政治主導で地方に鉄道網が広がっていったかのような印象を抱きがちである。

しかし、榊田清兵衛に運動資金を提供したのは大曲仙北地域の町村であり、また大素封家の池田文太郎が榊田清兵衛に「奮闘努力」を期待する旨の書簡を送っていることなどを考えると、大正時代における軽便鉄道の敷設は、政党が主導してできるのではなく、それ以前の段階、すなわち地域の利益代表たる名望家が政治家を東京に送り込み、送り込んだ先の政党が力を得るという前提があつて可能になつたといふことを指摘することができる。

5 盛曲線全通を目指す運動の広がり

生保内線・生橋線・橋場線の三区間に分割された盛曲線は、大正十一年（一九二二）に橋場線が開業し、翌十二年に生保内線が開業したことで、県境を越える生橋線の敷設を着手するだけになつた。しかし鉄道敷設に大いに力を発揮した政友会総裁の原は大正十一年十一月に東京駅で暗殺され、しかも関東大震災による不景気で敷設工事は中断される。本節では、生保内線開通に尽力した池田文太郎以下関係者たちが生橋線の着工をどのように運動したのかを見ていくことにしたい。

大仙市アーカイブズ所蔵『盛曲線鉄道関係書類』には、大正十年七月十六日付けで、盛岡市役所庶務係が大曲町長藤田成以に宛てた「鉄道関係者調査方ノ件」が綴られている。文面を見ると「七月十四日御申越ノ処、實際布設運動ニ関係セルモノ、又ハ該功労者ト認ムヘキモノ、左記ノ通り取調候」とあり、大曲町が盛岡市に対し、盛曲線全通

のために尽力してくれそうな人を紹介してほしい旨を依頼したことがわかる⁽³³⁾。この時、盛岡市役所庶務係が紹介した人物は、鉄道期成同盟会総代・県会議長・市会議長大矢馬太郎や盛岡市長北田親氏をはじめとする二十三名で、紹介者名簿の最後の人物は衆議院議員原敬だつた。大曲町長が盛岡市長に対し右の依頼をした大正十年七月は、生保内線の大曲く角館間が開業した月である。そこから、この依頼は、生保内線と橋場線を結ぶ生橋線の敷設、すなわち盛曲線の開通を見越して行つたものと考えることができる。

盛曲線全通を実現するために、秋田・岩手両県の町村や名望家が連携して行う運動は、大正十五年（一九二六）に本格化する。同年五月二十九日、船川港から秋田・大曲・宮古を経て山田に至る鉄道路線を開通させることを目的とした北日本横断鉄道促進期成同盟会の総会が開かれる。総会における協議事項を見てみよう⁽³⁴⁾。

〔資料14〕

協議事項

- 一 会則協定ノ件
- 一 請願書協定ノ件
- 一 請願書提出方法ノ件

(イ) 沿線及関係市町村長連名、内務・大蔵・鉄道各大臣ニ提出ノコト

(ロ) 同上提出ト同時ニ地方選出代議士ニ依頼状ヲ発送ノコト

一 各市町村会ノ議決ヲ経、意見書ヲ監督官庁ニ提出ノ件

一 六月中一同上京、親敷当局ニ陳情ノ件

この総会では、秋田県の船川港と岩手県の山田を結ぶ区間を開通させるために会則を定め、請願書の文面を決定し、これを内務・大蔵・鉄道の各大臣に提出することが決められた。総会で定められた会則は次の通りである⁽³⁵⁾。

〔資料15〕

北日本横断鉄道促進期成同盟会会則

- 第一条 本会ハ秋田県船川港町ヨリ秋田市・大曲町・岩手県盛岡市及宮古町ヲ経テ山田町ニ到ル鉄道線路ノ速成ヲ期スルヲ以テ目的トス。
 - 第二条 本会ハ北日本横断鉄道（船川港ヨリ秋田・大曲・盛岡・宮古ヲ経テ玉田ニ到ル線）促進期成同盟会ト称シ、事務所ヲ盛岡市役所内ニ設置ス。
 - 第三条 本会ハ沿線及関係市町村長并其推薦ニ係ル者ヲ以テ会員トス。
 - 第四条 本会ニ左ノ役員ヲ置ク。
一 会長 一名
一 副会長 二名
一 評議員 若干名
 - 第五条 会長・副会長・評議員ノ任期ハ、目的達成ニ至ル迄トシ、会長・副会長ハ創立總會ニ於テ選挙シ、評議員ハ会長之ヲ選任ス。
 - 第六条 会長ハ会務ヲ総理統括シ、兼テ會議ノ議長トナル。
 - 第七条 副会長ハ会長ヲ補佐シ、会長事故アルトキハ其職務ヲ代理ス。
 - 第八条 評議員ハ会長ノ諮問ニ応シ、兼テ重要会務ヲ議決ス。
 - 第九条 總會ハ必要ノ都度之ヲ開ク。
 - 第十条 總會ノ議事ハ出席者ノ過半数ヲ以テ之ヲ決シ、可否同数ノトキハ議長之ヲ決ス。
 - 第十一条 本会ノ経費ハ沿線及関係市町村并有志者ノ募金ヲ以テ之ニ充ツ。
- これを見ると、会の組織のありようは大盛横断鉄道期成同盟会と基本的に同じである。しかし同会の役員を（表10）で見ると、秋田県人は副会長に一名、顧問に四名入っているのみで、評議員は全員岩手県人で占められており、どちらかというと岩手県側主導の会であったことが窺える。

〈表10〉岩手秋田北日本横断鉄道促進期成同盟会役員名簿

No.	役職名	肩書	人名
1	会長	盛岡市長	北田親氏
2	副会長	船川港町長	神田省三
3	副会長	宮古町長	中島源三郎
4	顧問	岩手県知事	得能佳吉
5	顧問	岩手県代議士	熊谷 巖
6	顧問	盛岡市商業会議所会頭	金田一國士
7	顧問	秋田県知事	長野 幹
8	顧問	秋田市長	井上廣居
9	顧問	秋田商業会議所会頭	辻 良之助
10	顧問	秋田県仙北郡高梨村	池田文太郎
11	評議員	岩手県下閉伊郡山田町長	大久保喜重治
12	評議員	同 豊間根村	豊間根 隆
13	評議員	同 津軽石村	盛合光蔵
14	評議員	同 宮古町	中村喜助
15	評議員	同	熊谷平次郎
16	評議員	同	鳥香直次郎
17	評議員	同	貫洞由太郎
18	評議員	同	菊池長右衛門
19	評議員	同	鈴木長兵衛
20	評議員	同	山田庄助
21	評議員	同 千徳村長	大森堅蔵
22	評議員	同 花輪村長	澤田末吉

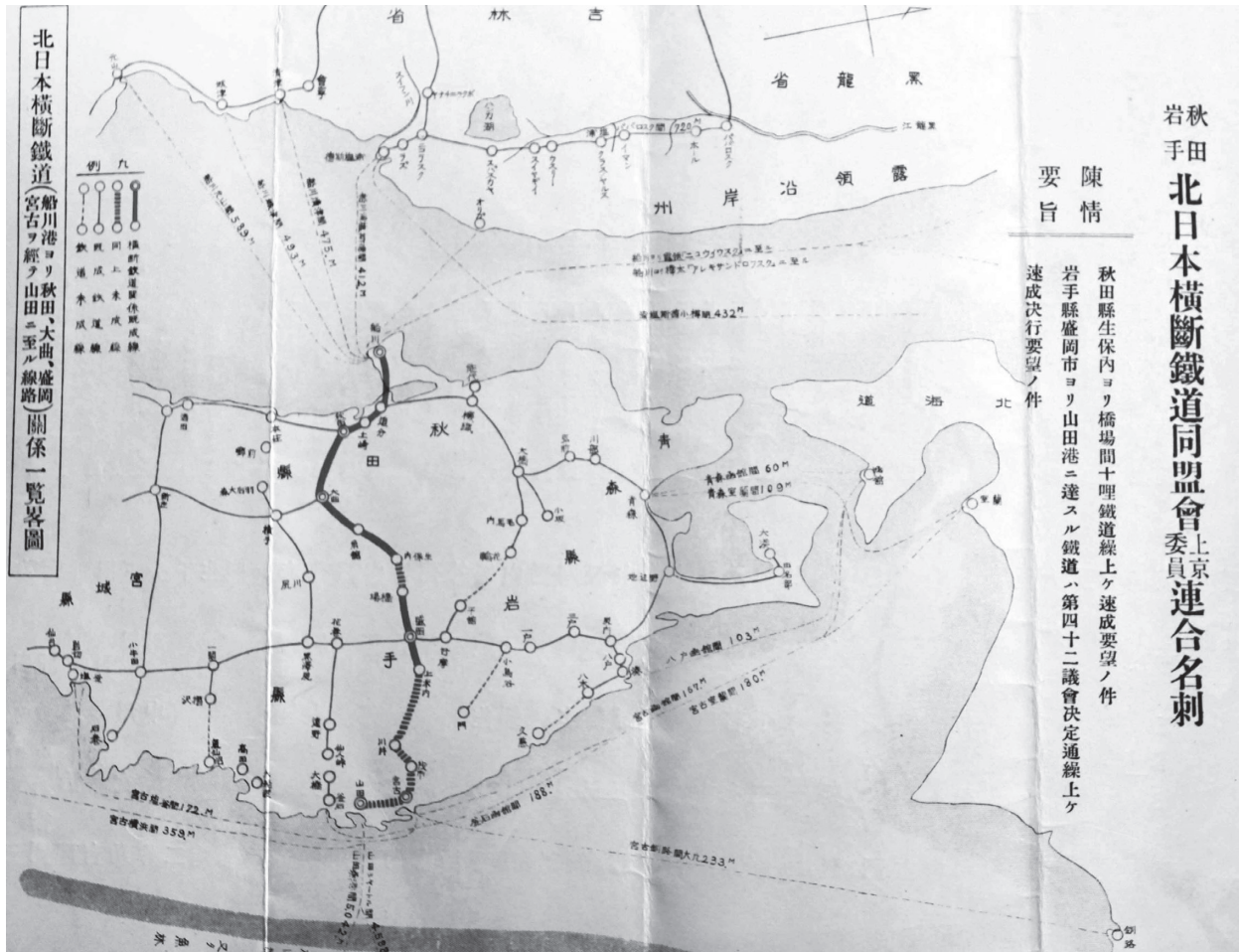
写真、北日本横断鉄道同盟会上京委員の名刺であり、B4サイズでかなり大きい。表面には船川から宮古・山田に至る鉄道線路が太線で示されている。船川港からウラジオストクを始めとして朝鮮、樺太の町へ至る航路が書かれ、また山田からはシアトル、サンフランシスコへ至る太平洋の航路が書かれ、太平洋と日本海を結ぶ北日本横断鉄道が、あたかもアメリカとユーラシア大陸を結ぶ交易路であるかのような気宇宏大さが伝わってくる。だが二大陸を結ぶ交易路といっても、実現したいのは上米内へ山田間と生保内へ橋場間の鉄道路線であり、岩手県側の未開通区間が圧倒的に長い。

生保内へ橋場間の奥羽山脈を越える難所に鉄道を敷設するためには多額の費用がかかり、それだけに太平洋と日本海を結ぶ北日本横断鉄道の道という壮大な論理が必要だったたのである。だが、実際は上米内へ山田間の距離が長く、しかも北日本横断鉄道促進期成同盟会の役員はほとんど岩手県人で占められていることを考えると、同会の

秋手北日本横断鐵道同盟會上京連合名刺

陳情 要旨

秋田縣生保内ヨリ橋場間十哩鐵道線上ケ速成要望ノ件
岩手縣盛岡市ヨリ山田港ニ達スル鐵道ハ第四十二議會決定通線上ケ速成決行要望ノ件



主眼は盛岡・宮古・山田間の鐵道敷設が優先し、生橋線は副次的なものだったのである。見ることが出来る。

大仙市アーカイブズ所蔵『盛曲線鐵道關係書類』には、大曲仙北地域の町村や名望家たちが北日本横断鐵道促進期成同盟会にどのように関わったのかを示す書類は綴られていない。昭和になると、大正時代のように政権与党が選挙地盤に鐵道を敷設することのできる時期ではなくなっていた。町村や名望家たちが、この会に大盛横断鐵道期成同盟会を結成したほどの情熱を持って臨んだかどうかを検証する作業は今後の課題にしたい。

おわりに

以上本稿では、現在のJR田沢湖線にあたる盛曲線の敷設運動について、明治末年の衆議院や秋田県議會での議論や大曲仙北地域で組織された支援団体に視角をあてて述べた。最後に、盛曲線が橋場線・生保内輕便線として実現に至る過程、敷設に向けて交わされた議論、そして大曲仙北地域における敷設実現運動の実態について、それぞれの特質を最後にまとめてみたい。

まず盛曲線が橋場輕便線・生保内輕便線として実現する過程であるが、明治二十五年に公布された鐵道敷設法の予定線として定められていない盛曲線を敷設するためには、鐵道敷設法そのものを改正しなければならなかった。榊田清兵衛が所属する政友会は、その法律改正に臨むが、明治四十四年貴族院の反対で挫折を余儀なくされ、鐵道敷設法を改正しての盛曲線建設は不可能となった。大正四年盛曲線は、橋場線・生橋線・生保内線の三区間に分割され、それぞれ輕便鐵道として建設することが決まり、原内閣のもとで橋場輕便線、生保内輕便線が開業した。

すなわち、盛曲線は鐵道敷設法改正の失敗を経て、政権与党が簡単に建設することができる輕便鐵道の路線として一部区間の開

業にこぎつけたわけであるが、法律の改正も軽便鉄道も、いずれも政友会の力の大きさに依拠して進められたという点は等しい。それだけに、盛曲線は政治路線としての色彩が強いといえる。

次に、盛曲線敷設に向けて交わされた議論を見ると、衆議院、秋田県議会共に政友会对国民党の対立が起きたことを確認することができた。これを地域から見ると、大曲仙北地域は政友会の勢力が大きく、一方横手平鹿地域は国民党の勢力が大きかった。政治家は地域の利益代表として国政の場や県政の場へ送り出された存在であることから考えると、政友会对国民党の対立は、それぞれの政治家を輩出した大曲仙北地域と横手平鹿地域の地域間対立に置き換えることができる。

第三に、大曲仙北地域の人たちが盛曲線敷設を実現するために組織した大盛横断鉄道期成同盟会を見ると、大曲仙北地域の町村が金を出し合い、大素封家の池田文太郎会長を筆頭に、それぞれの町村の首長や議員が評議員として名を連ねた公的な組織であったことを明らかにすることができた。加えて、同会の健全運営のために、大曲町の高額納税者たちが寄付を行っていた事実も判明した。同会は明治四十四年の貴族院の反対により盛曲線敷設が実現できなくなったことで活動停止状態に陥った可能性があるが、盛曲線が生保内軽便鉄道として敷設されることが決まると、仙岩鉄道期成同盟会として再度活動が活発化した。ここから、地域の視角から盛曲線敷設運動を見た場合、鉄道建設の着工が期待できる状況が発生した場合に限り、運動が活発化したということが指摘できる。

註

(1) 大曲と盛岡間で計画された鉄道路線の名称は、二つの町の名前をとって盛曲線又は大盛線、若しくは秋田・岩手県境の峠の名前をとって仙岩線といわれたが、本稿では基本的に盛曲線を用いる。

(2) 坂口次郎編『榊田清兵衛翁伝』(榊田記念会、一九三三年)

- (3) 柴田知彰「記録史料の展示に関する一試論」(『秋田県公文書館研究紀要』第三号、平成九年三月)
- (4) 中央政界における鉄道政策は、松下孝昭『近代日本の鉄道政策——一八九〇から一九二二年——』(日本経済評論社、二〇〇四年)が詳しい。地域交通の視点から鉄道史を論じたものは、三木理史『局地鉄道』(塙書房、二〇〇九年)をあげることができる。
- (5) 『盛曲線昔がたり』(大曲叢書編纂会、一九七四年)
- (6) 『第二十六回帝国議会衆議院 鉄道敷設法中改正法律案(軽便鉄道法外五件) 委員会講録(速記) 第九回』明治四十三年三月九日
- (7) 前掲資料(6)
- (8) 前掲資料(6)
- (9) 建議は議員からの意見を政府に伝達するものであるため、政府に対する拘束力は極めて低かった。(葦名ふみ「帝国議会衆議院における建議と請願—政府の意見伝達手段として—」(国立国会図書館『レファレンス』第七一八号、二〇一〇年一月)従って、盛曲線敷設の建議案が決まったとはいえず、それで建設が決まったわけではない。
- (10) 『第二十七回帝国議会衆議院 鉄道建設二関スル建議案外一件 委員会講録(速記) 第二回』明治四十四年二月三日
- (11) 前掲資料(10)
- (12) 前掲(2)『榊田清兵衛翁伝』三四三頁
- (13) 貴族院が「鉄道敷設法中改正案」に反対したのは、同案を政友会による人気取りの政策と見たからである。(内藤一成『貴族院と立憲政治』思文閣出版、二〇〇五年)
- (14) 鷲尾義直『斎藤宇一郎君伝』(斎藤宇一郎君記念会、一九二九年)二二五頁
- (15) 『横手市史』通史編 近現代Ⅰ(横手市、二〇一一年)に、明治三十九年の時点で、斎藤宇一郎が東北線と地元の平沢を鉄道

で結びたいという意向を本荘町の県議会議員北原九十郎横に示していたことが書かれている。(二八一頁)

(16) 前掲(2)『榊田清兵衛翁伝』三四〇頁

(17) 前掲(2)『榊田清兵衛翁伝』三四三頁

(18) 『明治四十四年十月 秋田県臨時県会議録』

(19) 前掲資料(18)

(20) 前掲資料(18)

(21) 前掲資料(18)

(22) 『秋田魁新報』明治四十四年十二月二十五日

秋田魁新報社は国民党系の新聞社で、社長井上廣居は、明治四十五年の衆議院議員の選挙で国民党から出馬し、政友会の大繩久雄を破り当選している。(『秋田魁新報百二十年史』秋田魁新報社、一九九五年) 九二頁

(23) 前掲(2)『榊田清兵衛翁伝』三五二頁

(24) 前掲(2)『榊田清兵衛翁伝』三六六頁

(25) 大仙市アーカイブズ所蔵『盛曲線鉄道関係書類』

(26) 前掲資料(25)

(27) 渡辺真英編『秋田名誉鑑』(秋田名誉鑑発行所、一九一一年)

同書には、明治四十四年発行時の秋田県における直接国税十五円以上の納税者や県内の町村会議員が網羅されている。

(28) 榊田清兵衛と池田家との関係については、『榊田清兵衛翁伝』(三三九頁) に高橋鎮平の談話として次のようにある。

榊田さんが高梨の池田家へ来て、政友会のことを吹聴したのは、明治四十一年代議士に当選してから後のこと、思ふ。榊田さんは能く池田家のことに就いては、彼れ是れ助言して下さった。池田家でも榊田さんの為めには応分の好意を寄せ、応分のことをした。榊田さんは一体に口数の少ない人だったが、政友会の主義・綱領などに就いては諄々として能く説かれた。(後略)

高橋鎮平は池田家の家宰を司った人物と思われるが、ここに榊田が池田に政友会の政策を話したのは、明治四十一年以降とある。そのような榊田に池田は「応分のことをした」とあるが、これは金銭的援助を指すものと思われる。

(29) 前掲資料(25)

(30) 前掲資料(25)

(31) 前掲資料(25)

(32) 大仙市アーカイブズ所蔵『盛曲線鉄道関係書類』は、厚さ10センチ程の簿冊であるが、大正元年〜大正五年の資料はまったく綴られていない。このことは、同時期に大盛横断鉄道期成同盟

会の活動が停止状態となっている傍証になる。

(33) 前掲資料(25)

(34) 前掲資料(25)

(35) 前掲資料(25)